

## 農業委員会定例会 8月

1. 開催日時 令和2年8月20日 午後2時00分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 職務代理、6番委員、10番委員、12番委員
4. 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
  - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
  - 議案第4号 青年等就農計画認定の審査について
  - 議案第5号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局

定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。  
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。今日は、担い手部会を前段にやらせていただきました。少し時間が遅れましたが、大変暑い期間で、皆様方大変だと思います。くれぐれも熱中症には気を付けていただいて、私も今日朝から2回ぐらいふらふらと目眩がし、半日でだいたい2リットルくらいの水を飲んでいますが、それだけ飲んでもふらふらしながら（現場から）帰ってきます。話していたら声が出なくなって、何かおかしいということになります。2、3日のことだとは思いますが、残暑もまだ当分続くということでございまして、農地パトロールもございまして。皆様、大変お疲れのようございまして、定例会をただいまより始めたいと思います。  
本日の議事録署名人ですが、11番委員、1番委員をお願いします。  
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■番 畑 167 m<sup>2</sup> と  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■番 畑 493 m<sup>2</sup> と  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■番 畑 769 m<sup>2</sup> と  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■番 ■■■■ 畑 568 m<sup>2</sup> の計4筆1,997 m<sup>2</sup>について  
■■■■番地■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m<sup>2</sup>ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員

はい、■■■■さんとお話させていただいたのですが、■■■■さんと親戚関係にあたるということで、■■■■さんのお父さんの代の時に売買契約の話があって、既にお金のやり取りは済んでいるそうです。ただ、名義がずっと■■■■さんのお父さんの名義になっていたのを、今回、■■■■さんに変えようということで、所有権の移転の申請ということになっております。■■■■さんのところも、オリーブを作られておりますし、手伝ってくださる

方もいらっしゃるということで、特に問題はないと考えております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■番 畑 502 m<sup>2</sup> と  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■番 畑 504 m<sup>2</sup> と  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■番 畑 150 m<sup>2</sup> の計3筆1,156 m<sup>2</sup>について  
■■■■番地■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培  
する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は1,241 m<sup>2</sup>で、5アール  
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当  
しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さんは本日いませんが、この件について補足説明はありますか。

事務局 こちらは、6番委員の案件で今朝欠席の連絡がありました。その際に、  
（この案件の）確認をしたところ、ここは既にオリーブが植えられている  
土地ではありますが、6番委員の方はあまり詳しく知らなかったみたいなの  
で、他の委員の方からも意見をいただけたらということで、お聞きしま  
した。

議長 はい。場所は■■■■から下がりて■■■■（の）ですかね。

9番委員 問題ないと思います。

議長 9番委員はよく知っている案件だと思います。

9番委員 ■■■■の会長にあたる人が、その場所でもう何年も前からオリーブを作  
っております。まあ、訳ありの部分ではありますが、問題はなく、これが

ベストであると思います。

議長 また、もう一件、■■■■の方で同じような案件が出てきますね。

9番委員 そうですね。

議長 それでは、委員の皆様、他に意見がございましたらお願いします。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■番 畑 1,123 m<sup>2</sup> と  
■■■■番 畑 229 m<sup>2</sup> と  
■■■■番 畑 22 m<sup>2</sup> の計3筆1,374 m<sup>2</sup>について  
■■■■番地■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培  
する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は7,536 m<sup>2</sup>で、5アール  
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当  
しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 これも6番委員の案件ではありますが、何かありますか。

事務局 この件に関してですが、公図が(図面の)9ページにありますが、この筆  
の東側の細い道を上がってきて、(道と今回の申請地の)間に甲■■■■と  
いう土地があります。ここを通らないと、入っていけないような場所では  
ありますが、そこも進入路としては確保できているようで、特に問題ない  
と思いますと(6番委員からは)聞いています。

議長 私も、(この案件に関しては、入っていくための)道がないためどうする  
のかと思っておりました。この、■■■■はどこの家になりますか。

事務局 すみません、朝にお電話では聞いておりましたが、メモしていなかったた

め、すぐには出てきません。(■■■■■の方からは) 了解は得ていると聞いております。

議長

(了解を得ているなら) よろしいと思います。私も、場所はわかっておりますが、その(進入路の) 点が気になっておりました。他に意見がございましたらお願いします。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■番 田 1,039 m<sup>2</sup> と  
■■■■■番 田 44 m<sup>2</sup> と  
■■■■■番 田 438 m<sup>2</sup> と  
■■■■■番 田 308 m<sup>2</sup> の計4筆1,829 m<sup>2</sup>について  
■■■■■番地の■■■■■さんが譲り受け、申請地では野菜、果樹を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は614 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員

はい。全部(が登記簿地目上、) 田んぼになっていますが、一番大きい■■■■■は田として作ろうと思ったら作れます。後(の農地)は、下の河川改修の際、(昭和)56(年)ぐらいでしたかね、ほぼ畑の状態でございます。この案件につきましては、先程も申したとおり、問題はなく、これがベストかなと思っております。

議長

(譲) 受人の■■■■■さんは■■■■■でも皆、自分のを貸していて、誰かに作ってもらう予定にしているのでしょうか。

9番委員

今のところは(誰かに貸す) 予定はしていません。昨日話をした際には、

そこまでは思っていないみたいですが、上手にしない場合はどこかに貸すだろうと、オリーブでも植えてもらったら（どうですか）とはお話をしました。今、荒らすわけにはいきませんから。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■**番 田 310㎡ について  
**■■■■**番地**■■■■**の**■■■■**さんが、太陽光発電設備を設置するための  
転用申請となっています。  
申請地は隣接する雑種地にまたがって太陽光発電設備が既に設置されており、無断転用であります。当該隣接地も**■■■■**さん所有で、**■■■■**さんの母である**■■■■**さんが**■■■■**番で太陽光発電設備認定を受けてこれを設置しており、本件は設置工事完了後に判明したもので、設備を撤去せず追認許可を受けたいとの上申書の提出を受けています。今回、**■■■■**さんの娘さんの住宅を建築するため、無断転用部分とで分筆した申請地番での設備認定の変更が本申請に必要となりますが、変更認定申請を要する場合は、隣接地に別に設置している太陽光発電設備があり分割案件となることで、その認定設備を廃止しなければならないとのことでした。  
転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。  
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 今、事務局から詳しく説明があったと思いますが、この案件は複雑でし

て、私は、地元としては何とかしてあげたいのですが、事務局と相談して会長の判断でお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

そのように言われましても、皆様のご意見を拝聴して、その結果でどうするかということできたいと思います。この■■■さんは■■■に帰っていますか。ずっと横に（住んで）いたと思いますが。

9番委員

苗字が元に戻っていますね。

議長

戻ったのでしょうか。娘さんと一緒にいたように思います。現場の兄ちゃんも亡くなっていますが。

3番委員

アスパラ（栽培の仕事）の方に来ていますね。

1番委員

アスパラを（栽培）していますね。

議長

■■■に家でもあるのでしょうか。

1番委員

住んでいるのは浜の近くだったように思います。

議長

まあ、事務局から説明があったことですが、非常に複雑な感じはいたします。今まで無断転用したところを放置して元に戻さないで、今になって（案件が）出てきたということですね。

事務局

そうですね、もう少し詳しく説明いたしますと、（この案件は）最初、平成28年6月に、この公図で言いますと、奥に■■■という地番が隣接地としてあると思います。奥にある■■■番について、今は亡くなっている■■■さんが発電事業者ということで認定を受けて、農地転用の許可も受けられました。これは、通常通り（申請が）通ったものですが、その工事の完了を見に行った行政書士の方が、そこで初めて、■■■で設置した太陽光とは別に、■■■と今回（申請が）上がっている■■■番に跨って、別の太陽光パネルがあるということが発覚しました。その太陽光パネルというのが、■■■さんが平成28年1月に、地番は分筆する前の■■■番で認定を受けておりました。それをどうにかしようということで、当時いろいろと模索しておりましたが、この■■■番がその時は農用地区域にかかって

いまして、(農振除外にあたり) 農用地区域である場合は所有者でないと申請ができないということがあり、■■■さんの所有地ではないということで、どうすることもできず、追認許可ができませんでした。昨年の農振計画の全体見直しがあった時に、そこを農用地区域からは外しました。外したということで今回、5条申請が可能にはなりました。しかし、太陽光の方でFIT法という法律がありますが、この法律がだんだんと厳格化されてきてまして、今回の■■■の方の認定と■■■の認定の両方を受けようとした場合は、分割案件に該当するという事です。これは、経産省での運用の変更があり、平成26年からは低圧分譲が認定不可ということになっており、その経過措置がありましたが平成29年3月末でそれも終了し、どちらも■■■さんの土地でありますので、両方で低圧で認定を受けるということはできないということになっております。今回、住宅を建てようとしていたため、地番を分筆されました。分筆したことで枝番が付いて、その当時の■■■での認定から変更が生じました。その変更が太陽光の方の認定を受けるにあたっては認められないということになってきていまして、今回この申請を出すのであれば、もう片方の既に設置しているものを取り壊さないといけないという状況にあるそうです。ただ、■■■さんとしては、取り壊しはしたくないということで、まずは農業委員会の方で審議して県に上げてほしいということで、(申請が)上がってきたということが実情であります。仮に、この農業委員会を(申請が)通過して県に上げたとした場合は、県の方でまた、保留といいますか、補正事項として、きちんと変更の認定を受けてくださいという補正依頼が出されます。しかし、それに■■■さんが従うかどうかは不明ではありますが、今回の申請だけをみると、(太陽光パネルを)取り壊す、取り壊さないは別にして、この申請自体は有効な申請です。最初から駄目というわけではありません。(申請として)上がってきたものは審議すべきかなというところではあります。

8番委員 これを通すということは■■■-■■■にかかっている部分だけですか。

事務局 いいえ、今回の申請を通す場合は、当時先に設置した■■■の方にある太陽光パネルを廃止しないとおそらく通らないと思われます。

8番委員 それが■■■-■■■にもかかっていますか。

事務局 今回、■■■と■■■-■■■に跨っている方の全体を一つの太陽光の認定を受けて



出そうとした場合は、大元にある ■■■ の方の認定を廃止しないといけないということになっていて、■■■ の認定を生かそうとした場合は、逆に今回の無断転用している部分を全て撤去する必要があります。わかりづらくて、申し訳ありません。

8 番委員 今、ここに出ているものは既設になりますか。

事務局 そうですね。

8 番委員 ■■■ の方にもありますか。

事務局 そうですね、■■■ の方にも正当な形であります。

2 番委員 そちら (■■■) は許可が下りているのでしょうか。

事務局 そうです。きちんと農振除外して、農用地から農用地でない状態にして (転用許可を受けて) います。

2 番委員 ■■■ が無断転用になるのですよね。法的にはどちらかを通さないといけないのですよね。四角四面にいけばですが。

事務局 そうですね。変更の認定をきちんと手続きを取ってしようとしたら、どちらかを取り壊してくださいということを経産省から言われることがみえていられるらしいです。

2 番委員 無断転用は始末書だけでは済まないのですか。だいたい (始末書の提出だけで) 許可が下りているのではないのでしょうか。

事務局 他の要件がきちんとしておれば、始末書で通りますが、今回の案件は (他の要件がきちんとしておりません)。

2 番委員 県がどのように言うかですね。

事務局 そうですね。

議長

私も、農業委員会で申請に関しては素直に通ったら問題ないと考えます。しかし、前からの■■■と、■■■と■■■に分けた際に■■■にあるという、これとの絡みが非常に問題があって、司法書士の先生がいろいろと意図していることが、私は読み取れます。とりあえず、(申請を)上げてくださいということが本人らの意向で、その後はこうするのかとだいたいは読めます。しかし、一応今日の委員会では実情を皆様方に知っていただいて、私どもは農振の見直しで(農用地区域から)外しております。これは、我々としてはきちんと対応しております。後は、どのように県が出てくるかということで素直に上げてみましょうか。どうでしょうか。

1 番委員

この一つが片付かなければ、この(後に出てくる案件の)家の方もいけませんか。

議長

いけませんね。

1 番委員

それなら、2か月前の太陽光(の案件)も止まりますか。

2 番委員

太陽光の時は、司法書士は入っていないのですか。司法書士なら知っていると思いますが。

1 番委員

一つが止まってしまったら(全て止まりますね)。

2 番委員

この間から問題が多いですね。

議長

当初これをやったのが(平成)28年で、だいぶ前になりますね。

1 番委員

まあ、あそこは農作物ができません。

議長

とりあえず、県に上げる方向しかないのでしょうか。

事務局

そうですね。

議長

そこで、県から何かあった場合は、対応するしかないでしょう。今日の場合、そのようなことではいけませんと思っている人はいるでしょう。しかしこれは、そこまではいきづらいうように感じます。書類上はそれで通って

いくのですね。

事務局

そうですね。

議長

皆様どうですか、そこら辺の判断をそのような形でとって、いったん県に上げるということでもよろしいでしょうか。県から差し戻しを要請されたら、その時に対応するというでもよろしいでしょうか。多分、司法書士の先生もとりあえず（申請を）出してくれという思いがあるように感じます。

事務局

本人からの意向がかなり強いそうです。

議長

本人からですか。

皆様、意見はございますか。今回の案件につきましては、一応県に上げて、打診をしながら、県から何か意見が出てきた時に対応するというで、本日、農業委員会としては許可としなければ（申請を県には）出せませんからね。

事務局

そうですね。

議長

一応そういうことでいきますが、よろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりということで、とりあえず県に上げるということにします。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の

■■■■ ■■■■ ■■■■ 番 ■■■■ 田 302 m<sup>2</sup> について

■■■■番地■■■■の娘さんである■■■■さんが、近接の雑種地（■■■■ 8.99 m<sup>2</sup>）と併せて住宅を建築するための転用申請となっています。

■■■■さんは、現在夫と子どもの3人で、借家暮らしをしていますが、子どもの成長により現在の借家では手狭になってきたため、母の家に近い計画

地に自己住宅を建築することとし、母の所有地の中から、太陽光発電設備のある土地を一部分筆した申請地を選定しています。

転用に係る造成については、東側は約1.0メートルまでのコンクリート擁壁を利用し、東側以外は約1.2メートルまでのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約0.7メートルまでの盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも隣接地の水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 これも、どのように言ったらわかりませんが、一応案件が出てきたから出すということでしょうか。

議長 これについては問題ないのですよね。

事務局 そうですね。

1 番委員 これについては問題ないのですか。

事務局 ただ、先程の案件が済まないと進みません。

1 番委員 あれが片付かなければ進まないのかなと思っています。

事務局 ■さんとしましては、最終的にはこの住宅が一番大事であるということがあります。

1 番委員 そうですね、前からここにしたいとおっしゃっていました。

議長 親と隣近所になるからですかね。

1 番委員 地元の委員としては何とかしてあげたいとしか言いようがありません。

議長 この件について意見はありますか。この案件も（先程の案件と）少し関連があるということで、一応（申請を）上げるということでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

議長 はい、ご異議がないようでございますので、この申請につきましても、申請のとおりとして（先程の案件と）同じ取扱いをさせていただきます。続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、6月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の■■■■番■から分筆しての転用申請です。

■■■在住の■■■さん所有の

■■■ ■■■ ■■■ ■■■番■ 畑 348㎡ について

■■■番地■の息子さんである■■■さん外1名が、住宅を建築するための転用申請となっています。

■■■さんは、現在妻と子どもの3人で、父が所有する母屋で暮らしていますが、子どもの成長により現在の住居では手狭になってくるため、夫婦共有での分家住宅を建築することとし、将来の両親の介護等を考慮して隣接する父の所有地を申請地として選定しています。

転用に係る造成については、東側は約1.0メートルまでのコンクリート擁壁、南西側は約0.95メートルまでの既存石積を利用し、切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも東側道路側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 はい。この案件は2か月前の農振除外からの2か月後なので、別に問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■番畑 342㎡ について■■■■番地■■■■の所有者の■■■■さん外1名が、隣接する宅地の一部（甲 682 39.83㎡）を併せて進入路とし、住宅を建築するための転用申請となっています。  
■■■■さんは、現在、申請地に隣接する2階建住宅に妻と暮らしていますが、老後の生活等を考慮して、夫婦共有での平屋建の農家住宅を建築することとし、高齢の母の介護を考慮して隣接所有地を申請地として選定しています。  
転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも北側既存側溝に排水する計画となっています。  
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さんは急な欠席ですが、この件について補足説明はありますか。

事務局 こちらは先程、10番委員から電話で、宅地の中にありますが特に問題ないと伝えてくださいとお聞きしました。

議長 この件について意見はありますか。

9番委員 図面で言いますと、■■■■の前に既存の道があります。■■■■には納屋のようなものが建っていたと思いますが、現在は壊していますか。

事務局 現地を見に行きましたが、この手前の所には特に建物のようなものはありませんでした。普通に入っていました。

9番委員 あの間ですか。それなら、もう一つ前の（ページの）住宅地図の方は少しずれているのですね。少し違ったように思います。確か段がついていたと思います。■■■と■■■とで段がついていたように思います。（図を見て）右の方、東側の方は土地が高いはずですが、■■■は他人の土地だと思っています。（■■■は住宅地図で）■■■さんと書かれている者の土地でしょう。進入路が■■■さんとの間にあって、建物があったように思いましたが、違うのでしょうか。

事務局 ■■■は建物があります。

9番委員 そうですね、道沿いにありますね。

事務局 ■■■と■■■もなかったか、普通に開けております。とりあえず、■■■には建物はありませんでした。そのまま奥に入っていけるようになっていました。

9番委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 9番委員さん、■■■さんのお父さんが住んでいたのは■■■ですよね。本家は■■■でしたよね。

9番委員 ■■■の奥の方ですね。手前側の道沿いの所に■■■さん夫婦が住んでいました。その奥へ、お母さんが不自由になってきたため平屋の方に住むのではないかと思います。奥の畑に（新居を建築）しようとしているのでしょうか。前は、手前の方に納屋のようなものがあったとは思いますが、潰しているのかもしれないですね。

議長 他に何かございませんか。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■番■■■■(2)畑 332㎡、こちら■■■■番■■■■(832㎡)の  
一部 について■■■■番地■■■■の■■■■さんが、新たに借り受ける  
ものです。  
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10月間の賃貸借となっ  
ています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員

■■■■さんですが、今回、申請地の左隣の■■■■でずっとオリーブを作られ  
ております。現地の確認をしたら、既に苗木が植えられていたように思  
います。オリーブを植えての通常の規模拡大ということで問題ないように思  
っていますが、今（事務局から説明があったように、）借りる期間が10か  
月ということで、私も■■■■さんに直接連絡ができておらず申し訳ありませ  
んが、事務局で何か聞いていることがあればお願いします。

事務局

こちらの方ですが、申請に来られた際に、■■■■の一部は先に作っており  
まして、ただ、今回申請が上がっているもう一部の方も、既に作っている  
ため利用権（の設定）をちゃんとしておこうということで申請に来られま  
した。こちらの方が、■■■■の先に作っている方の期間満了が来年の5月  
末ぐらいだったため、今回（申請している）もう片方のものも、先にある  
（方の利用権の）満了日に合わせまして、次に更新する時は(1)、(2)と分  
けずに、■■■■の1枚でまた更新したらちょうどいいかなということで、  
このように中途半端な期間で今回は設定しております。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。



議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、  
今城委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【7番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■番 田 749 m<sup>2</sup> と  
■■■■■番 田 752 m<sup>2</sup> と  
■■■■■番 田 936 m<sup>2</sup> の計3筆2,437 m<sup>2</sup>について  
■■■■■番地 ■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ  
ています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長

地元委員は7番委員でございますが、8番委員何かございますか。

8番委員

ここですが、■■■■■水系の田んぼ3枚ですが、現状はだいぶ荒れていま  
す。東側にある3枚も、もっと荒れています。その下から、南側はずっと  
皆様が熱心に耕作されておりまして、地元の自治会としても（荒地に関し  
て）非常に困っているような状況で、そのような依頼もあって、■■■■■さん  
がやろうかと手を挙げてくださったと聞いております。最終的には、この  
東側にある3枚も合わせて、地権者との話がまだできていないようです  
が、この辺一带を綺麗にして後々までなんとか維持したいという、そうい  
う意向で今回取り掛かるみたいなんです。ですから、■■■■■水系としても是  
非これを進めていただきたいと思いますと思っております。

議長

■■■■■委員からも私は相談を受けて、現地もよくわかりますので、君ぐらい  
しかする人がいないでしょうからやっってくださいと頼んだ経緯もありまし  
て、ここはイノシシがめちゃくちゃに荒らしており、■■■■■から下を、  
私も昔から案件として何とかしなければなりません（との思いです）。木  
の凄く太いものが生えておりまして、今、油圧ショベルを入れて、本人も

一生懸命にやっております。私も何かと応援したいと考えております。  
(木材) チッパーの海外のものを本人に貸して、これで切ってくださいと  
(本人に) してもらおうかなと考えております。皆様方も是非こういうところを少しでも、開墾ができて、また新規の農地として設ければ誠にありがたいことです。ただ、オリーブを植えるにしても、ここは割と湿田でございまして、少し地上げしなければ難しいのではないのかなと話しました。ただ、彼はプロでございますから、是非やり通していただけるものと思っております。ありがたいことだと思っております。他に何かございますか。

委員一同           ありません。

議長                ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【7番委員着席】

7番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。三つ指について  
お願いいたします。応援しています。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番と4番について、  
関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局            3番は、          在住の          さん所有の  
           ■                      番 畑 1,102 m<sup>2</sup> について

4番は、          在住の          さん所有の  
           ■                      番 畑 575 m<sup>2</sup> について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借  
入希望者である          番地          の          さんに貸し付けるもので  
す。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ  
ています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長                地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 この件につきましては以前から、■■■さんから誰か借り受ける方はいませんかという話を聞いておまして、■■■さんが作ってくださるということで、■■■さんに聞きました。■■■の方で■■■さんはかなり広範囲を作られておりますが、ご近所に■■■さんの住宅があつてお願いされたということで、現場が離れるため大変ですが作りますということで、よろしくお願ひしますと伝えております。

議長 かなりの面積を増やしていただいて、誠にありがたいのですが、今は一人でされているのですか。

7番委員 そうです。

議長 一人ですか。

1番委員 それでも、若い子をたまに連れてくる時がありますね。

7番委員 女の子ですよ。

1番委員 いいえ、男の子です。

7番委員 男の子ですか。

1番委員 苗を植える時でしたかね、■■■■の別れたところに二人でしていたと思います。

議長 1町増やして、(その)あと増やして、軽く3町超えているのではないのでしょうか。

1番委員 4町いっているのではないのでしょうか。

議長 そこら辺が心配するところではあります。一人2町ぐらいは何ともありませんが、4町もできるのでしょうか。

7番委員 一応、乗用の草刈機を購入してから、草刈が楽だとよく聞いています。

議長 この■■■さんのところには、(乗用の草刈機が) 入れますか。

7番委員 ■■■さんのところは水路に鉄板を敷いているため、入れます。■■■さんの方は、勾配がついておりますが、農道みたいなものがある、(乗用の草刈機は) そこに入れるそうです。

議長 大変ではありますが、頑張ってもらいしかありませんね。この件について他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第4号(青年等就農計画認定の審査)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 計画の説明の前に少し訂正がございます。議案4号の■■■さんの青年等就農計画認定申請書において、目標年を令和6年と記載しておりますが令和7年の誤りです。差替え分をお渡ししておりますので。差し替えの程よろしくお願いいたします。

議案第4号は、■■■の■■■さんからの申請となっております。農業経営の開始は今年の9月1日からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっております。

営農類型については施設野菜で、将来の農業経営の構想としては、■■■の技術向上を行い、収穫量の増加とコスト削減による収益力増加を目指すことと、■■■では収穫期が集中することから、計画的な作業に努めるとともに品質の向上を目指し、施設をリースすることで初期投資を抑え、所得の安定化を図ることを目標とする内容となっております。5年後には年間農業所得■■■円、年間労働時間■■■時間を目指すとのことです。

作付面積については、5年後に■■■a、■■■を生産する計画です。

一枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、5年後にビニールハウス、作業所、軽貨物自動車、動力噴霧器を作物の収穫量に合わせて増やす計画となっております。経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理業務の実施を掲げています。農業従事

の態様等に関する目標については、年間 100 日は休日とし、父の■■■さんと妻の■■■さんには農業経営を手伝ってもらい、それとは別に収穫期には臨時雇用を行うとのことでした。

目標を達成するために必要な措置として、出荷用の軽貨物自動車と動力噴霧器の購入を個人資金で行うこととしています。

また、議案の 9 ページ目に経歴を記載する部分がありますが、農業関連の経歴等が無いため空欄としております。

議長 この件について意見はありますか。

1 番委員 ■■■さんがされていたところですか。

議長 ■■■で■■■が持っているハウス 1 反をこの方が、色々な審査によって（決まったそう）で、5 人ぐらい手を挙げたそうです。その中から彼が選ばれたと聞いております。本人に仕事は何をしていましたかと聞いたら、美容師だそうです。全然、畑違いですね。■■■だそうです。まあ、若手で新たな就農ということで、是非頑張ってくださいと思います。

1 番委員 そうですね、隣の■■■さんも若いから、40 代で年齢が合いますね。

議長 担い手部会でも、普及所や農協が是非ある程度バックアップして、■■■の技術的なノウハウが（本人は）素人だから、取り敢えず目標値を（目指してもらいたい）と意見がなされました。（前に耕作していた）■■■さんが先程（の部会に）いらっしゃったのですが、■■■（kg）は並大抵ではなく私も到達できなかったとおっしゃっていました。（■■■さん）本人がいかなかった目標をあげていますが、目標は高い方がいいですねと（言いました）。皆様方、農業関係で色々とお会いするとは思いますが、応援してあげてください。

何かございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会としては承認するものとします。

次に、議案第 5 号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説

明をお願いします。

事務局

議案第5号は、**■■■■**さんの農業経営改善計画の認定申請となっております。**■■■■**さんは初めての認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。それでは、計画について説明します。**■■■■**さんは、**■■■■**地区で**■■■■**を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、8月から9月に収穫をする**■■■■**の栽培と早秋から越年に収穫する**■■■■**の栽培を主軸とした農業経営を確立するとともに、6月下旬頃に収穫する**■■■■**栽培をすることで年間を通した継続的な経営を目標とするとのことです。目標所得は**■■■■**円、目標労働時間は**■■■■**時間となっています。現在は**■■■■**aで**■■**kg、**■■■■**aで**■■**kg、**■■■■**aで**■■**kg生産していますが、5年後の計画で、**■■■■**aで**■■■■**kg、**■■■■**aで**■■■■**kg、**■■■■**aで**■■■■**kg生産する計画となっています。生産方式の合理化については、既存施設をネットハウスとして活用することで鳥獣及び病害虫対策と防霜対策に努めて高品質な木成り完熟の柑橘を目指すとともに、既存施設にビニール被覆を行うことで無加温栽培の**■■■■**を主とした**■■■■**栽培を目指すとのことです。また、現在、農地の一部を貸し出しており、契約期間の満了したものから返還してもらうことで規模拡大を図るとのことです。経営管理の合理化については、作物別の農作業計画の確立に努めるとともに、複式簿記記帳にも取り組み、年間労働時間の平準化と経営収支の把握につなげるとのことです。農業従事の態様の改善については、現在、**■■■■**・**■■■■**ともに苗木を新植した育成期間であるため、将来の労働力を考え作業日誌の記帳に努め、経営の効率化と高品質生産を目指すとのことです。以上で説明は終わりです。

議長

この件について意見はありますか。

1番委員

**■■■■**も今年3年物の苗を購入されていて、1年でも早めに木が大きくなる感じで作っておられます。**■■■■**さんは、結構土地を持っていますので、目標の数値は十分にいくのではないのでしょうか。

議長

**■■■■**は何の品種ですか。

1 番委員 3種類か4種類と言っていたと思います。

議長 [ ]をせずに、[ ]ですか。

1 番委員 [ ]とは言っていなかったと思います。

3 番委員 [ ]ですよ。

議長 [ ]、それなら中手ですね。

3 番委員 はい、まあ他にも色々されるのでしょうか。

議長 他にはありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

閉 会 午後2時57分

議 長 会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 11 番